平成２２年（フ）第６６４号
高知市旭天神町152番地１
破産者　宮崎　久子
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６６８号
高知市青柳町52番地10
破産者　豊浦　初子
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７１号
高知市介良乙998番地18　ガーデンタワー403号
破産者　山本　博子
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８１号
高知市仁井田3485番地３
破産者　桒原　次男
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８５号
高知県香南市野市町みどり野２丁目81番地
破産者　小松　勘弥
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８６号
高知県高岡郡日高村下分3092番地２
破産者　丸山　晃司
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６９６号
高知市長尾山町31番地１　伊藤荘12号室
破産者　山岡　美保
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７１６号
高知市薊野北町２丁目17―16―３、住民票上の住所高知県高岡郡佐川町中組838番地１
破産者　桑名　信帆
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９３号
佐賀県唐津市相知町大野140番地
破産者　田中　義文
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１３５号
熊本県八代市永碇町995番地７
破産者　藤本　　治
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１４０号
熊本県葦北郡芦北町大字花岡1180番地２
破産者　小池　絵里
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１４１号
熊本県八代市鏡町有佐776番地１
破産者　中川　笑加
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第５８号
大分県杵築市大字大内4586番地８
破産者　宮内　照美
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第６０６号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目13番19号ハイツもくせい201号
破産者　坂元　種満
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６０７号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目13番19号ハイツもくせい201号
破産者　坂元テエ子
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
鹿児島県鹿児島市稲荷町11番２号
破産者　徳重　栄二
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６３８号
鹿児島県日置市吹上町入来2419番地10
破産者　有村ゆかり
１　決定年月日　平成22年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０３４号
東京都台東区蔵前２丁目６番４号
清算株式会社　株式会社ワコー
代表清算人　吉田　勝男
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
本協定案は、特別清算手続開始申立後、本協定案の提出までの間における清算事務の遂行の結果を報告するとともに、本協定に基づく弁済の対象となる債権（以下「協定債権」という。）について、その弁済及び弁済後の残債権の免除に関する条項を定めるものである。
第１　清算事務の遂行とその概要
清算株式会社は、平成22年３月31日、解散決議を行うとともに、東京地方裁判所に対し、特別清算手続開始の申立てを行い、同年４月28日、同裁判所より特別清算手続開始決定がなされた。
清算株式会社による清算事務の遂行の結果は、概要、以下のとおりである。
なお、解散決議日である平成22年３月末日時点における貸借対照表と、平成22年10月末日時点における貸借対照表は、資料１「比較貸借対照表」をご参照頂きたい。また、平成22年10月末日時点の清算株式会社の資産の状況については、資料２「財産目録」をご参照頂きたい。
１　資産の売却・換価等
清算株式会社は、弁済原資の極大化を図るべく、以下のとおり資産売却・換価等を行った。
⑴　不動産の売却等
清算株式会社は、港区西新橋三丁目所在の土地・建物を所有していたところ、入札を経た上で、平成22年６月28日、最も高い入札価格を提示した者に対し、当該土地・建物を売買代金7225万円で売却した。当該売却代金のうち約1745万円については、当該土地・建物に担保権を有していた株式会社東京都民銀行に対して弁済したが、売却代金の残額（から仲介手数料その他の諸費用を控除した金額）は協定債権に対する弁済原資としている。
⑵　動産等その他資産の売却
清算株式会社は、カー用品等の在庫商品を保有していた。
清算株式会社は、これまで取引を行っていた取引先、販売店及び小売店等に対し、在庫商品の買取りを打診したが、継続的に供給されない商品を取り扱うことはできない旨主張され、いずれも買受けを拒絶され、その売却処分は困難を極めた。
かかる状況の下、清算株式会社は、これまで取引がなかった先も含めて、複数の買取業者等へ買取りを打診して精力的な交渉を行った結果、これらの商品についても、概ね、全ての商品について売却処分を完了することができた。
⑶　売掛金の回収
清算株式会社が有する売掛債権については、売掛先から、いわゆる良品返品の合意（売却された商品について、不良品ではないものの、買受先の販売店にて売れ残る等した場合には、買受先が売主に対して返品をすることができるとの合意）が成立しているとの主張がなされ、あるいは、カー用品等の流通業界においてはそのような業界慣行が確立しているとの主張がなされるなどし、その回収も必ずしも容易な状況ではなかった。